

## 令和6年度第4回会津若松市廃棄物処理運営審議会 会議要旨

- 1 日時 令和7年1月28日(火) 14時00分～16時00分
- 2 場所 廃棄物対策課管理庁舎 2階大会議室
- 3 出席者 委員9名  
事務局 市民部長、副部長、廃棄物対策課長、廃棄物対策課員2名

### 令和6年度第4回会津若松市廃棄物処理運営審議会

(次第)

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」に係る答申(案)について
  - (2) 「一般廃棄物処理基本計画の追補(案)」に係る答申(案)について
- 3 その他
- 4 閉会

#### 1 開会(進行:事務局員)

#### 2 議事(議長)

- ・ 配付資料の確認
  - ・ 委員の半数以上が出席していることから、審議会条例第6条第2項に基づき、会議が成立していることを報告。(委員10名中9名出席)
  - ・ 会議は非公開、会議録と資料については原則どおり公開とする。
- (1) 「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」に係る答申(案)について
    - ・ 配付資料により、事務局が説明を行い、質疑を行った。
    - ・ 質疑応答の内容

#### 【A委員】

1点目、これまで審議した内容が入っており良い内容だと思うが、表現が分かりづらい部分もある。審議会委員が理解した言葉で書いてほしい。

2点目、1ページ目「審議の結果」の1について。「実現を目指す市の将来像」とは、ゼロカーボンシティ会津若松を実現し、将来の子どもたちに引き継げる会津若松市を目指すという将来像が明確であるということだと思うが、何を示しているのか分かりづらい。ここで意味する将来像とは、ごみ減量のことだけではないと思うため、その点を明確にしてほしい。

3点目、1ページ目、「追加する視点」の1について。「資源物の分別徹底などを位置づけること」とあるが、何を位置づけるのか分からない。「継続的に普及していく」「推進していく」などの言葉に言い換える必要があるのではないか。

4点目、2ページ目、附帯意見の2について。「家庭ごみ処理有料化の効果を発揮するためには」とあるが、有料化してごみを減らすことが一番の目的である。有料化が目的ではないため、言葉を変更した方がいいのではないか。

#### 【事務局】

目指す本市の将来像について。前回の審議会資料「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方(以下、「基本的考え方」という。)」の6ページの3にあるように、「持続可能なごみ処理体制の構築」「ゼロカーボンシティ会津若松の実現と次世代への住みよ

い環境の継承」「ごみ処理手数料を活用したまちづくり」であるため、答申のみを読んだ方にも伝わるように修正する。

「位置づける」については、計画の中に記載するという意味の役所言葉である。一般の方にはこの言葉の意味が分かりにくいと思うため、表現の修正について検討する。

附帯意見の2について。ごみを減らすことが目的ではあるが、有料化によっていきなりごみが減るわけではない。基本的考え方の6ページの2にあるように、有料化を導入する目的と期待する効果は、「意識と行動の変化」、「排出抑制や再生利用の推進」、「公平性の確保」の3つである。これらの効果が正しく発揮されるためには、市民の皆様には有料化の必要性や目的が理解されていることや、ごみを減らすための手段が知られていることが必要だと考えているため、これらが分かるように改善してまいりたい。

#### 【A委員】

資料1の1ページ目、「燃やせるごみ排出量を82.1トンまで減量することを目標に」とあるが、市民からは「ごみの減量」や「82.1トン」が唐突に出てきたという意見もあるため、これまでもごみ減量について様々な対策を講じてきたことや、市の計画に位置づけられていたことなどを追加すると分かりやすくなると思う。

#### 【事務局】

市では、令和3年4月の一般廃棄物処理基本計画改訂版にこの目標を位置づけて目標達成に向けて取り組んできた。この内容を加えた方が、唐突ではないということが伝わると思うため、修正を検討する。

#### 【B委員】

ゼロカーボンシティ会津若松については「2050年まで」と西暦で記載しているが、他の内容については和暦で記載している。混在している理由は。

#### 【事務局】

国が2050年までにゼロカーボンを目指すということを目標としており、市の「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」でも2050年までにと表現していることから、これらに合わせて、あえて西暦で記載した。

#### 【C委員】

今回議論する「答申（案）」と前回議論した「基本的考え方」は、セットで答申になるということか。

#### 【事務局】

市が諮問した基本的考え方に対して、審議会から答申をいただき、その答申の内容を踏まえて、今後、市が実施方針を策定する。実施方針の策定にあたり、審議会として修正、追加等のご意見があれば、答申に入れていただきたい。

#### 【C委員】

基本的考え方は市が作ったもので、それに審議会として意見を述べるのが答申ということでしょうか。

#### 【事務局】

お見込みのとおり。

#### 【C委員】

今回の答申を受けて基本的考え方は修正されるのか。

【事務局】

基本的考え方と答申を踏まえて、今後、市が有料化実施方針を策定する。策定は答申を受けた後であり、市としては2月中にまとめたいと考えている。

【C委員】

基本的考え方を修正する予定はもうないということか。

【事務局】

お見込のとおり。

有料化に向けた基本的考え方を起点に、様々な意見をいただいた。その意見を踏まえて、今後、市では有料化実施方針、いわゆる実施計画に相当するものを策定する予定。実施方針に基づき、ごみ処理手数料を条例に位置づけるための条例改正、指定ごみ袋販売の仕組みづくり、パンフレット等による市民への周知やそのための予算の確保などを行っていく。

【C委員】

前回の審議会で議論した内容が、答申（案）に反映されているということによいか。

【事務局】

事務局としてはそのように考えている。

【C委員】

1 ページ目「審議の結果」の4について、「子育てや障がいのある方・高齢者への福祉」という文章に違和感を感じる。「～への福祉」は「子育て」にもかかっているのか。

【事務局】

おむつを有料化の対象品目から除外する予定であることから、おむつを必要とする子育て世帯や障がいのある方、高齢者の方への配慮を意図していた。表現については、検討する。

【C委員】

資料1-2や資料1-3にも目を通したが、きちんと守らない人に対してどのような対策をとるのが一番気になった。いくら市が周知啓発をしても、守らない人は出てくると考えられる。附帯意見の3に「町内会や事業者の意見を聞きながら、有効な対策を図ること」と記載はあるが、答申に入れなくてもよいので、具体的な対策について検討いただきたい。

また、袋の強度や素材に対する市民意見があったが、これらは附帯意見に記載がないため、追加してはいかがか。

【事務局】

不適正排出については、「追加する視点」の4と、附帯意見の3の2か所に記載している。

「追加する視点」の4に係る具体策としては、制度開始前の指定ごみ袋の全戸配布を考えている。指定ごみ袋は2月頃からの販売を考えているが、有料化導入を知らない方、知っていても忙しい等の理由から指定ごみ袋を買いに行かない方が出てくると思う。そのため、実効性のある対策として、経費をかけてでも指定ごみ袋の全戸配布を行い、有料化導入を知らない方がいない状況を作っていこうと考えている。

附帯意見の3について、このような対策を講じたとしても、町内会や事業者は不適正排出に対して不安があると思う。その場合は、町内会や事業者のご意見を聞きながら、有効な対策を検討していきたい。

袋に対する意見を答申に追加することについては、答申の柱書に入れる、または、附帯意見に入れるという対応が可能である。観点としては、使いやすさ、素材、加工、色、形などがあると思うが、委員の皆様から追加した方がよいというご意見が多数あれば、検討させていただく。

【C委員】

附帯意見に入れた方がいいと思う。

5月に現地調査で訪問した新潟市ではバイオマス素材のごみ袋を試行的に導入しているようだが、経費がかかるため全てのごみ袋をバイオマス素材に変えるのは大変との話を聞いた。そのため、附帯意見には、可能な限り環境に配慮した素材とするよう努める、のような書き方にしてはいかがか。

【事務局】

今のC委員のご意見に、他の委員の皆様の賛同があれば、附帯意見に加えるという対応が可能。

【議長】

今の話は環境面のご指摘か、経済面のご指摘か。

【C委員】

市民意見としては、経済面よりも環境面に寄っていると思う。

【事務局】

タウンミーティングでは、環境面よりも使いやすさについて多数の意見が出ていた。具体的には、破れにくい袋にすることや、重い袋とすることで袋の重さだけでごみが増えたような計量にならないよう配慮してほしいなどである。

その他、委員の皆様がごみ袋やごみ処理券について加えたい内容があれば、ご意見をいただきたい。

【C委員】

ごみ袋の使いやすさについてはしっかり考えるべきであり、使いやすく、破れにくく、軽くするという意見はできるだけ採用した方がいいと思う。

そして、これらは「追加する視点」の2に加えることとし、附帯意見には、環境に配慮したごみ袋を目指すこと、などの記載を加えるとよいのではないか。

【議長】

反対意見はないようなので、事務局には、「追加する視点」の2にごみ袋の使いやすさや性質について、附帯意見に環境面のことを加筆していただきたいと思う。

【B委員】

指定ごみ袋の販売網については、これから市内のドラッグストアやスーパー等と交渉を進めていくのか。

【事務局】

まずは、ごみ処理有料化の仕組み・システムを提供してくれる受託業者を決定し、その業者に指定ごみ袋の作成や販売網の構築等を依頼することになる。販売網は、一般的には、スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストアなどであり、どの地域でも、ある程度近くに購入できる場所があるという状況にしたいと考えている。

【B委員】

指定ごみ袋の販売価格＝ごみ処理手数料が全て市に入るということは、販売する小売店には利益が入らないということか。

【事務局】

指定ごみ袋の販売価格とごみ処理手数料の関係は、全国的に2パターンある。

本市は、販売価格と条例で定めるごみ処理手数料を一致させる考えである。そうすることで、市民負担が条例で見える形になる。なお、この場合、販売店に販売手数料が全く入らないという訳ではない。市の歳出予算から支出する受託業者への委託料には、指定ごみ袋の作成費用、販売店への配布費用、販売店の販売手数料が含まれている。

【B委員】

そのような仕組みができており、他市でもそうした事例があるということがわかった。

【事務局】

本市では先ほど述べたような方法を考えているが、他自治体では、条例で定める手数料と販売価格が異なっていて、販売価格の方が高いところもある。これは、販売価格に条例で定める手数料が上乗せされている状態であり、住民負担＝ごみ処理手数料にはなっていない。

本市としては、市民負担を条例に定めた方が明確だと考えており、他自治体でいえば、日野市や多摩地区で多く採用されている手法である。

【B委員】

そうであれば、市民負担について答申に記載する必要はないだろう。

【C委員】

市民意見の中で、町内会の役員が変わる4月に有料化すると混乱してしまうため、導入時期を遅らせてほしいという意見があった。それに対して市は「考えます」と回答していたが、前回の審議会では、導入時期は4月から外せないと述べていた。答申（案）にも「令和8年4月から」と明記しており、この点も先の回答と整合性が取れていないが、どうするのか。

【事務局】

その意見は、3か月程遅らせた方がいいという内容であった。事務局としても検討はしたが、新ごみ焼却施設の処理能力に合わせてごみを減らす必要があるため、時期の変更は難しい。

そのため、令和7年度のうちから市区長会等と意見交換をし、令和8年4月以降の対応について早めに周知するしかないかと思っている。

【市区長会選出委員】

周知する期間は十分にあるので、令和8年4月からでよいと思う。

【事務局】

区長会に対しては、有料化導入が議会で議決された後に、令和7年度の前半などの早い段階で情報提供させていただきたい。

【D委員】

ごみ袋への記名について、協力制となっているが、強制にすべきだと思う。タウンミーティングでは、町内会が記号や番号で管理・把握することで、プライバシーが守られるという話があったが、この方法は町内会役員の負担が大きいと思う。今後、ごみ袋

への記名を強制にした方がよいと考える町内会が出てきた場合、強制するか否かの判断を町内会に任せるのか。

パブリックコメントの回答に、現時点では生ごみや剪定枝の分別収集を考えていないとの記載があったが、中長期的にみて、今後これらの分別収集ができるように事業者と調整する考えがあるのか教えてほしい。

#### 【事務局】

ごみ袋への記名を町内会が独自に強制とできるのか否かについて。まず、記名を義務付けている他自治体では、記名することを条例に定めている例が多い。そして、記名がないものは収集しないという対応をとることで、記名するしかない状況としている。本市においては、記名を条例に定める考えは現時点ではない。また、記名することに不安を感じる方もいらっしゃると思うので、記名がなくとも収集する予定である。そのため、町内会が記名を強制としても、その根拠がなく収集もされるため混乱を招くのではないかと思う。不適正排出がなくなるよう、ごみステーションの利用者が協力するという前向きな取り組みが望ましいため、町内会の判断で強制にするのは難しく、好ましくないと感じている。

生ごみや剪定枝の分別収集における今後の対応について。まず、ごみ排出量が少ない先進都市では、古布回収を行っている自治体が非常に多い。そのため本市でも実施するように追補（案）に示した。次に多いのは、剪定枝の分別収集である。本市でも刈草・剪定枝の排出が一定程度あるため、今後検討すべき課題の一つだと認識している。ただ、本市は緑豊かなまちであり、剪定枝や生ごみは多く出る環境にある。今は可能な限り乾燥や堆肥化、自家処理を推奨しているが、資源化を理由にこれまで自家処理していたものまで排出されてしまうのは誤ったメッセージの伝わり方になってしまうため、本市にとって本当に導入すべきものか検討していく必要がある。

今後は、ジモティースポット等の不要品を交換できる場所や機会を作っていくべきだと考えており、この点を念頭に附帯意見を書かせていただいた。

#### 【A委員】

附帯意見などに、ごみ処理手数料をごみ減量の取り組みの原資とすることや有効活用することなどについて記載できないだろうか。市民の中には、ごみ処理手数料はごみ処理費用に充てられる、なぜ今まで税金で賄っていた部分を市民が負担するのかなどと思っている方もいると思う。そのため、手数料を払うことによってごみ減量やリサイクルが進むといった前向きなメッセージを入れてみては。

#### 【事務局】

市民の方にもっと伝えていくことが必要だと思うため、記載方法等について検討させていただきます。

#### 【B委員】

市民は、「審議結果」の2にあるとおり、公平感を気にされると思う。パブリックコメントで、超過量従量制を採用してはどうか、まじめに取り組んでいる市民がルールを守らない方の分まで負担するのは納得がいかないという意見もあった。そういう思いを持つ方々に、公平感について納得いただけるのだろうか。そのため、答申では、手数料に対する公平感が保たれているということについて触れてほしい。

また、制度の見直しに関する記載について。答申には、状況の変化等により制度の見直しを検討するという内容は入れないものなのか。

#### 【事務局】

負担の公平性について、市としては、多い人も少ない人も排出量に応じた負担をすべきだと考えている。少なれば負担がなくいいとは思っていない。この点を答申に記

載するのは難しいが、今後策定する実施方針では、単純従量制の方が負担の公平性が保たれている制度であるということが伝わるよう、書き方を検討していく。

制度の見直しについて。基本的考え方の15ページ、10の(4)には載せている。答申には、基本的考え方にはない部分を加えるという考えであることから、既に組み込まれていると思っている。

また、市が考える「見直し」は、有料化制度の廃止ではなく、物価の変動等に合わせた手数料水準を見直すということである。パブリックコメントでいただいた「見直し」は制度廃止を指していた。こうした誤解を招いてしまう恐れがあるため、答申には入れない方がよいと思った。

#### 【C委員】

答申をもっと会津若松らしい内容にしてはいかがか。会津若松らしい要素が「ゼロカーボンシティ会津若松」のみのため、会津らしいごみ袋を作る、などを入れてはいかがか。

#### 【事務局】

検討する。

#### 【議長】

それでは、修正したものを事務局に作成していただき、会長一任でまとめさせていただく。

#### (2) 「一般廃棄物処理基本計画の追補（案）」に係る答申（案）について

- 配付資料により、事務局が説明を行い、質疑を行った。
- 質疑応答の内容

#### 【A委員】

民間事業者との連携について、どのようなことを想定されているのか。

民間事業者で資源物回収を行うには費用がかかる。例えば、スーパー等に設置してあるペットボトル自動回収機は150万円程度で、ポイント付与システムを導入する場合は80～120万円程度かかる。連携にあたり、民間事業者への配慮はあるのか。

#### 【事務局】

これまで民間事業者との連携は行ってきた。

事例としては、株式会社マーケットエンタープライズとの連携で、リユースプラットフォーム「おいくら」を通したリユースの推進を行っており、利用者も増えてきている。

また、荒川産業株式会社とはリサイクルしやすい環境づくりのために連携協定を締結し、昨年秋には、千石通りに「リサイクルBOX PLUS」が設置され、古布や陶磁器類等の資源物回収を行っている。

さらに、現在は、郡山市を参考とした「資源物回収スポットマップ」の公開に向けて準備を進めているところであり、複数の事業者が施設情報の登録をしている状況である。

将来的には、ジモティーとも連携できるよう前向きに検討している。

委員が仰った配慮についてだが、補助金を出すことは財源確保や公平性の観点から難しい。関係法令では販売店に対して自主回収を義務付けており、自主回収しリサイクルに取り組むことで様々な負担軽減措置を受けている場合もある。また、資源物を回収することで事業者の売上げにつながっている側面もあるため、事業者に対し市が一律に支援を行うのは難しいところがある。

以上のことを踏まえると、市としては、取り組んでいる事業者を公認することや市民への周知という形で支援していきたいと考えている。

【C委員】

答申（案）もしくは追補（案）に、「古布を回収し資源化することはごみの減量に効果があると考えられる」というような文言を記載できればよいと思う。

また、古布が濡れたら困るという市民意見があったが、市では、透明なごみ袋で出すよう示している。袋で出すことにより濡れないのかもしれないが、濡れた場合の対応について検討が必要だと思う。もし対応方針が決まっているのであれば、どこかに載せてはいかがか。

中身の見えないごみ袋で出された場合は、他の物が混入する恐れもある。

【事務局】

委員がおっしゃる通り、古布の資源化はごみの減量、さらには市民負担の軽減に効果があるため、答申の柱書に追記するよう、修正について検討する。

次に、濡れたら困るということについて。会津美里町では、ごみ袋に入れた古着をステーション回収しているが、基本的に濡れることはなく、廃棄することになる割合も低いと聞いている。本市においても、ごみ袋の口をしっかりと縛って、できれば雨の日は避けて排出するよう周知し、市民の皆様のご協力をいただきながら、濡れない状況を作っていくべきだと思っている。

ごみ袋の透明・不透明について。古布は、色々な物の混入が懸念される品目である。そのため、中身が見える透明性が高い袋を使用することをお願いしていく考えである。

なお、濡れてしまった場合は、全てを乾燥させることが難しいため、燃やせるごみとして処分するしかない。

【C委員】

拠点回収は引き続き実施するのか。

【事務局】

拠点回収は終了する予定。その背景には、現在、回収作業にあたっている市職員が退職不補充の労務職という職種であり、今後回収が困難になるという課題がある。そのため、ごみ減量につながるよう古着から古布へと対象を拡大し、委託によるステーション回収に移行していく。

【C委員】

市民の方が拠点回収を一定程度認識している中で、また、有料化導入のタイミングで終了させるのはもったいないと思う。

【事務局】

拠点回収では年間30トンの古着を回収しているが、他の品目と比べると多くはない。議会からは、ステーション回収にすることで回収量が増えるのではないかと、高齢者をはじめ拠点回収の場所まで行けない人がいるのではないかと、との指摘が出たこともある。市としては、一定程度認知されている手法を失うのはもったいないが、ステーション回収にすることで、市民にとって排出しやすい環境となり、また、ごみの減量と資源化の推進にもつながると考えている。

【C委員】

先ほどジモティースポット等を検討するという話があったが、市民に対して、常設の拠点回収をやめることと併せて、不定期開催のイベント回収等は続けるということを知った方がよいのではないかと。拠点回収からイベント回収等に替わると示せば、だいぶ印象が違ふと思う。

【事務局】

委員のご意見はごもっともである。追補については、計画期間の延長と古着から古布への資源化品目の拡大という内容。一方で、基本的考え方では、資源化しやすい環境整備を検討すると示していることから、ここで受け止めたい表現だと思っている。

先ほどジモティースポットの話をしたが、場所や運営する市民団体の有無等の問題から、令和8年度からすぐを実施するのは困難だと思っている。今後、実現を目指して取り組んでいく考えであるため、いま追補に位置づけるのは難しいと考えている。

【C委員】

拠点回収の場所が空いてしまうのはもったいないため、有料化の告知に使用するなど、活用方法について検討いただきたい。

【事務局】

拠点回収の場所は、市民センター等に何とかスペースを捻出してもらっている。空きスペースができる訳ではなく、他の用途に使用することから、その点についてはご理解いただけるとありがたい。

【C委員】

雑がみ専用保管袋を配布する場所にしてはどうか。

【事務局】

本市では、令和3年4月に、雑がみの分別徹底を目的として、雑がみ専用保管袋を全戸配布した。ただ、過去に1度しか作成しておらず、改めて配布できるほどの在庫はないため、対応が難しい状況にある。

【D委員】

自分の家では、雑がみを排出するために紙袋を使用したり、排出用の紙袋を別途購入したりしている。手数料収入を財源として、排出用の紙袋を安価で作成することを検討してはいかがか。

【事務局】

雑がみ専用保管袋の作成には相当の費用がかかった。その理由は、あのサイズの保管袋を作成できる事業者があまりいないため。

また、古紙排出用の紙袋のみを無料で配布するというのは、他の品目と比較してどうなのかと思う。雑がみの出し方は、紙袋に入れるだけでなく、雑誌やチラシの間に挟んで出すという方法もある。市としては、このような出し方について周知啓発を行っているところである。

排出用紙袋の配布は周知啓発の手法の一つだとは思いますが、恒常的にもらえるもの、それがないと出せないと思われる可能性もあるため、現時点では配布するという考えには至っていない。

【B委員】

毎年3月に市政だよりと同時配布されるごみ・資源物排出カレンダーには、これまで出てきたような質疑応答の内容がほとんど書かれている。

市はこれまで十分な周知を行ってきて、市民からもそれなりの反応があったはずなのに、パブリックコメントを読むと、聞いていない、有料化は早すぎるなどの反対意見がある。

結局、市が発信していても受け手が情報を受け止めていないこと、情報を認識していないことに問題があるのではないか。毎月の市政だよりに掲載するなど、情報発信の工夫は考えているか。

【事務局】

過去にも作成したことはあるが、有料化を契機に、家庭の冷蔵庫に掲示できるような、ごみ分別が一覧表になったA3版のポスターを作成し、配布したいと考えている。

有料化することで、これまでごみ分別に関心がなかった人たちが自分事にする機会になると思うため、周知啓発を強化していくことが大事だと思っている。

【A委員】

資料1-2のパブリックコメントにおける市の回答で気になる点がある。3ページ目の1-5で、「飲料用紙パックのうち、内側がアルミ（銀色）のものは、「燃やせるごみ」となります。」とあるが、内側がアルミのものでもリサイクルする自治体が全国的に増えてきている。そのため、「会津若松市では燃やせるごみとなる」という表現の方がいいと思うので、修正をお願いしたい。

【事務局】

委員がおっしゃる通り、内側がアルミの紙製容器包装をリサイクルできる事業者がいる地域もあるが、残念ながら本市ではリサイクルに対応できる事業者がない。誤解を与えない表現に努める。

【議長】

それでは、答申（案）の修正について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

柱書にある古布について多数の意見があった。ごみの減量、市民負担の軽減につながるという認識について記述することが重要かと思う。

また、C委員からご意見をいただいた古布が濡れてしまうという懸念については、附帯意見の中で、きちんと啓発するようになどの記載があった方がいいのか、委員の皆様からご意見をいただきたい。

【議長】

いま説明があった点について、追記するということでよろしいか。

【全委員】

異議なし。

【議長】

それでは、修正したものを事務局に作成していただき、会長一任でまとめさせていただく。

今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

基本的考え方と追補（案）について事務局で修正し、会長・副会長ご判断いただきたいと思う。市長への答申書の手交については、2月3日（月）に会長と副会長に代表して行っていただき、その後、答申書の写しを全ての委員の皆様にお送りさせていただく。

3 その他

- ・ 特になし

4 閉会（事務局）